

# 令和 7 年度 防府市成年後見センター 活動状況報告

## 1 広報・啓発

### (1) 広報について

- 市社協ホームページへの掲載
- 社協だよりへの掲載
  - ・ 5月号 成年後見センターの周知
  - ・ 8月号 成年後見利用促進セミナー開催の周知
  - ・ 2月号 成年後見に関する弁護士相談会開催の周知
- 市広報への掲載
  - ・ 8月号 成年後見利用促進セミナー開催の周知
  - ・ 2月号 成年後見に関する弁護士相談会開催の周知

### (2) 啓発について

#### ① チラシ配布

- ・ 成年後見センターを周知するため、チラシ5,000部を作成し、市内の福祉関係・医療機関・金融機関等に配布しました。

#### ② 成年後見利用促進セミナーと成年後見に関する相談会の開催

- ・ 成年後見制度を正しく理解するとともに、成年後見制度の利用促進を図る機会としてセミナー及び個別相談会を開催しました。

#### 防府市成年後見利用促進セミナー・相談会

日 時： 令和7年9月26日（金）  
 【セミナー】午後1時30分から午後3時まで  
 【相談会】午後3時から午後4時

講 演： 「事例でみる成年後見制度の活用方法」  
 講 師： いたむら法律事務所  
 弁護士 板村憲作 氏

場 所： 防府市文化センター（防府市役所本館8階）  
 参加人数： セミナー 60人 / 相談会 4組

- ・ 成年後見制度の利用促進を図る機会として個別相談会を開催します。

#### 成年後見に関する弁護士相談会（予定）

開 催 日： 令和8年3月5日（木）  
 令和8年3月26日（木）

時 間： 両日いずれも 午前9時から午前11時  
 場 所： 防府市役所 福祉棟2階 相談室  
 参加人数： （予定）1日8組まで

## 2 支援方針会議

成年後見や権利擁護に関する相談の中で、申立ての必要性や支援方針について、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職から意見や助言をいただく会議を開催しました。

（委員：板村弁護士、松井司法書士、讃井社会福祉士）  
 （副委員：有近弁護士、達川司法書士、瀧口社会福祉士）

	開催日	検討件数	内訳
第1回	令和7年 4月14日	3件	認知症3件
第2回	令和7年 5月12日	3件	認知症2件、精神障害1件
第3回	令和7年 7月14日	1件	認知症1件
第4回	令和7年 8月18日	3件	認知症2件、その他1件
第5回	令和7年11月10日	2件	認知症2件
第6回	令和7年12月 8日	4件	認知症4件
第7回	令和8年 1月19日	3件	認知症2件、その他1件
第8回	令和8年 2月 9日	3件	認知症1件、精神障害1件、その他1件
第9回	令和8年 3月 9日		(開催予定)

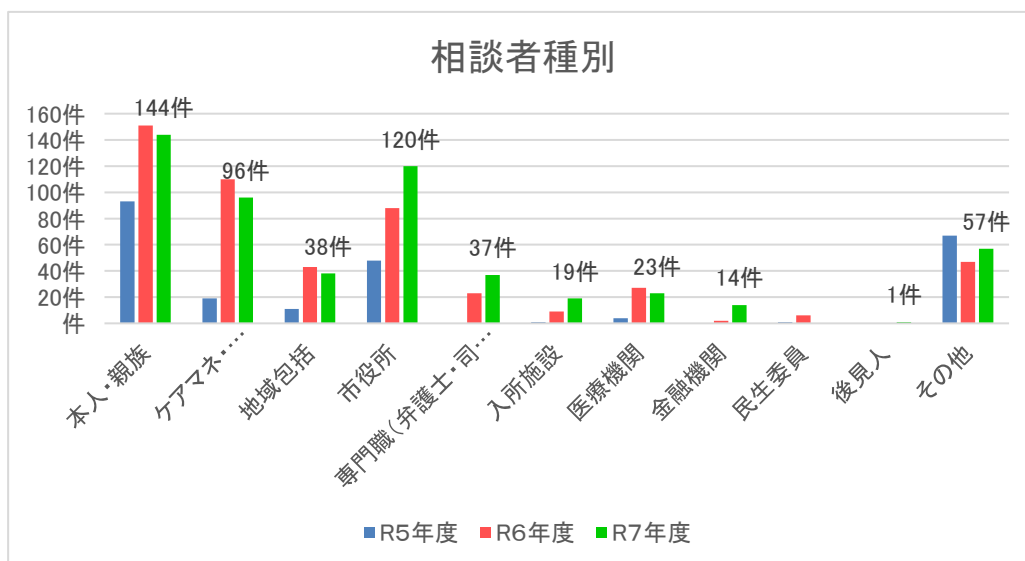
## 3 相談受付

### (1) 相談件数※12月末時点（前年度実績）

全相談件数 549件（前年度506件）  
 （内）新規相談件数 75件（前年度 70件）

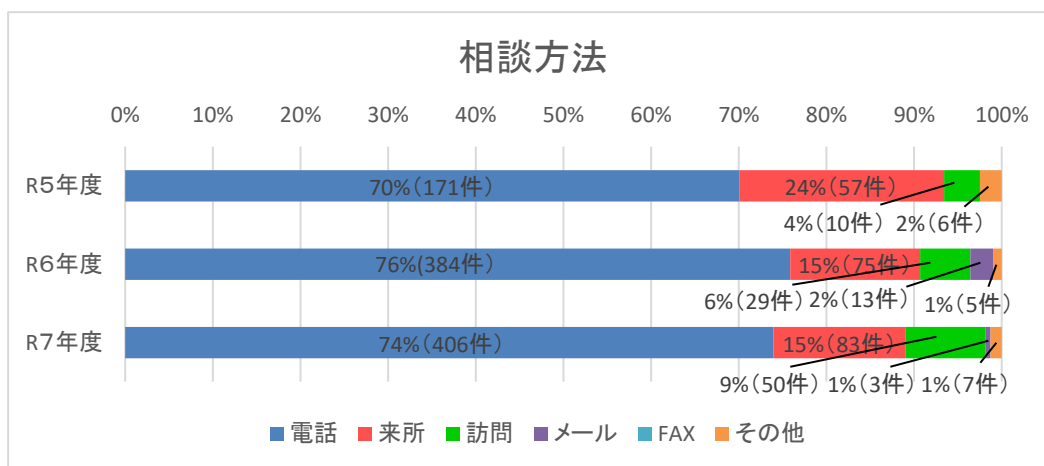
### (2) 相談者種別

昨年度同様、「ケアマネジャー・障害者相談支援専門員」や「医療機関」からの相談は増加したまま、今年度は「市役所」からの相談や「金融機関」からの紹介での相談が増加しました。



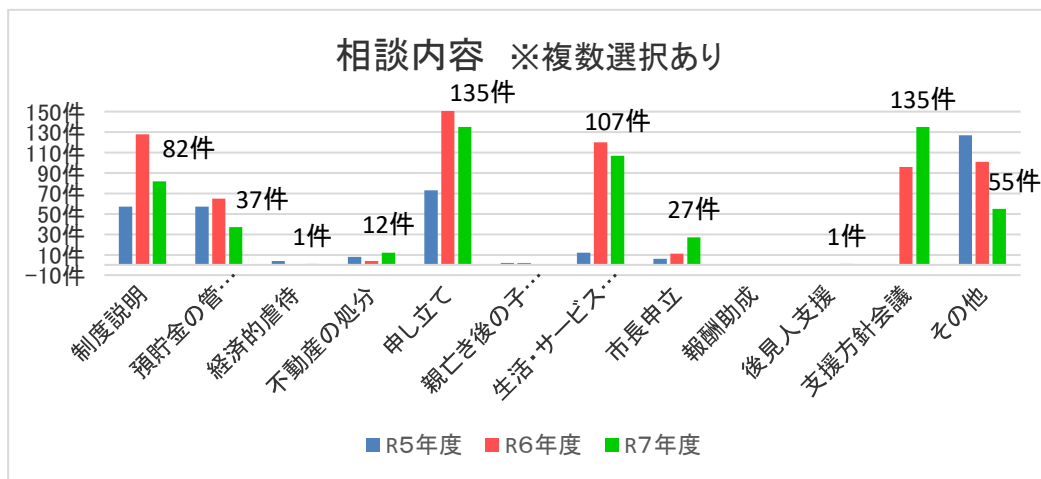
(3) 相談方法

相談方法は例年同様、電話での相談が多く寄せられています。



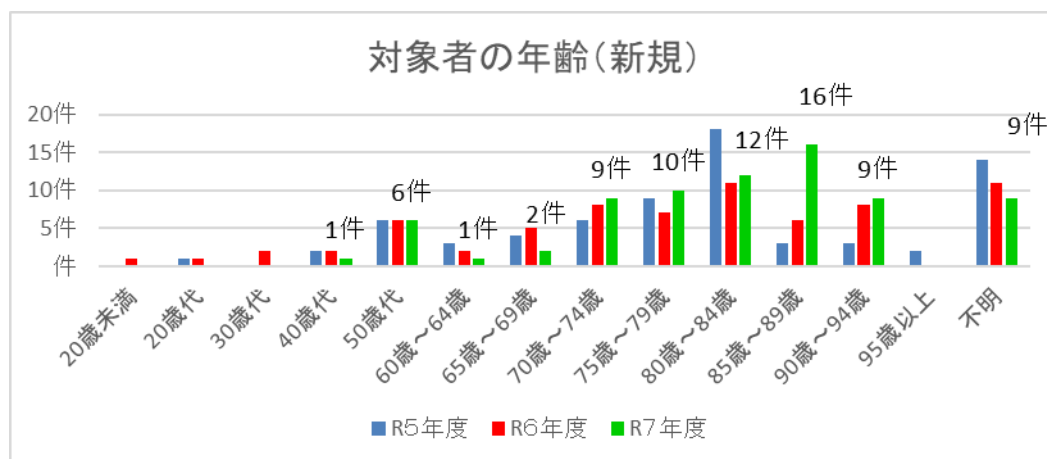
(4) 相談内容 (複数選択)

支援方針会議、市長申立の相談件数が増加しています。



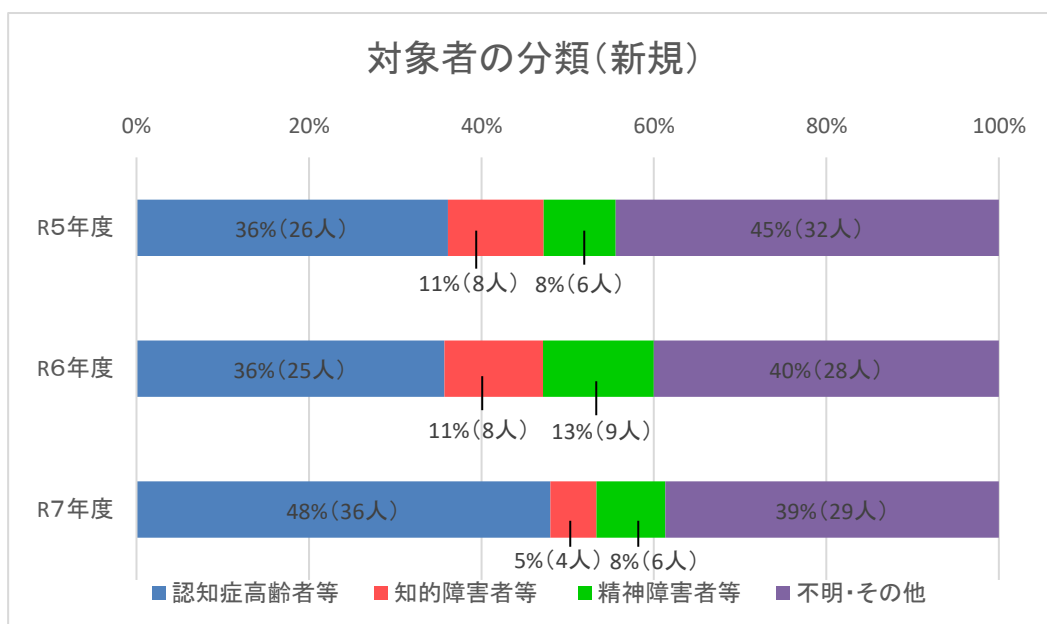
(5) 対象者の年齢 (新規)

今年度は30歳代以下の若年層の新規相談はありませんでした。85～89歳の新規相談が増加しました。



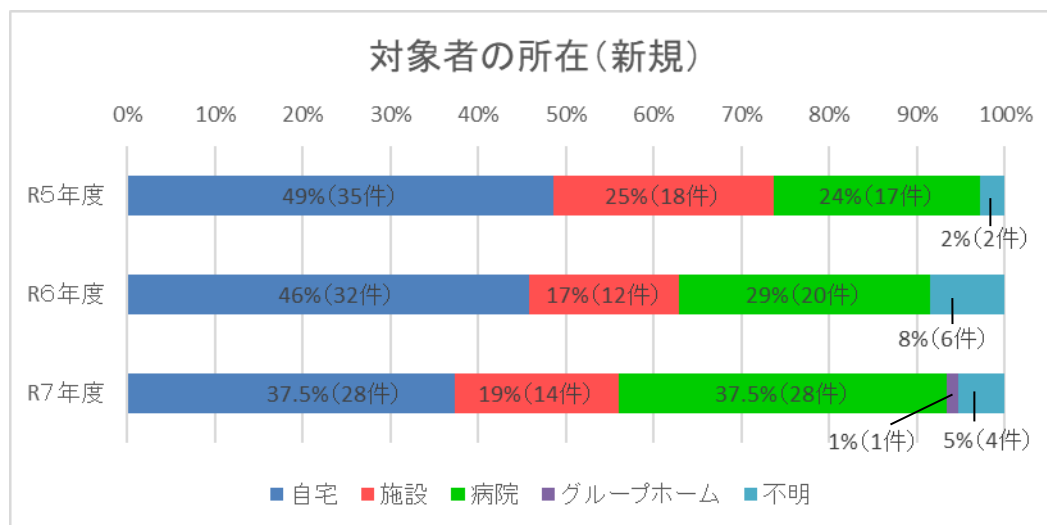
(6) 対象者の分類 (新規)

今年度は「認知症高齢者等」の割合が最大となっています。



(7) 対象者の所在 (新規)

今年度は自宅で生活されている方と医療機関入院中の方の割合が等しくなりました。



## (8) 相談事例

### ア 認知症の高齢女性と同居する長男の事例

【相談者】別居している次男

【対象者】80歳代女性、認知症、要介護1

【家族構成】本人と長男が同居

【相談内容】

次男から、「長男が本人の金銭管理もしていたが、公共料金の支払いが止まっているなど管理出来ていない状態であったため、金銭管理と長男に対する福祉サービスの提供をお願いしたい」と相談がある。

本人の通っているデイサービスにてケアマネジャー、施設管理者、次男同席の元、本人に日常生活自立支援事業の説明を行うが、判断能力が低く、事業対象に該当しなかったため、本人に対しては、後見人等を申し立てることを勧める。長男に対しては、支援者がついていない為、本人のケアマネジャーから地域包括支援センターに繋いでもらい、福祉サービス導入を支援する予定となる。本人の成年後見制度申立てに関しては、本会で3月に開催する成年後見に関する相談会にて、弁護士に相談することを希望される。支援者間で見守りを継続することとなる。

### イ 後見人支援をした事例

【相談者】兄（本人の後見人）、40歳代

【対象者】40歳代男性、知的障害

【家族構成】母、兄、本人が同居

【相談内容】

長年、本人の後見人を兄が務めており、家庭裁判所への報告書類のチェックと後見人の支援に関して母からの理解を得られないとの相談を受ける。

母は本人に後見人をつけたことに対して納得しておらず、後見人の支援に対して理解を得られないため、後見人の継続が難しい。成年後見制度の理解をしてもらうため、母に対して、3月に開催する成年後見制度に関する相談会で弁護士から話をしてもらうか、後見人を辞任して、第三者に後見人になってもらうことを提案。相談会で話をしてみて、母の理解が難しそうなら辞任を検討することとなる。

### ウ 市長申立てをした事例

【相談者】本人の担当ケアマネジャー

【対象者】80歳代男性、認知症、有料老人ホーム入居中

【家族構成】頼れる親族はいない

【相談内容】

金銭管理者をしていた弟が亡くなったことで、後見申し立ての相談を受ける。他の親族で管理ができる方がいないかを探るも、いずれも今後の関わりと申立てを拒否されたため、支援方針会議に挙げ、協議した結果、市長申立てとなり、無事に後見人が選任されたと報告を受ける。